

## 1. はじめに

### 1.1 事業開始に至る背景と経緯

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された事故由来の放射性物質（以下、本報告書においては、特に断りの無い場合は「放射性物質」とする。）による環境の汚染が生じており、このことが人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。このような状況への対応として、平成23年8月26日、国の原子力災害対策本部（「以下「原災本部」とする。」）において「除染に関する緊急実施基本方針」が決定され、その迅速な実施について閣議決定された。同基本方針においては、その基本的考え方において、「国は責任をもって除染を推進」すること、また「特に高い線量の地域も含め、各地域でのモデル事業を通じて、効果的な除染方法、費用、考慮事項など除染に必要な技術情報（「除染技術カタログ」）等を継続的に提供」する旨が示されている（内閣府，2011a）。また、同時に、各市町村が効率的・効果的に除染を実施するために必要な事項について定める「市町村における除染実施ガイドライン」（平成23年8月26日；内閣府，2011b）が原災本部から示された。

他方、放射性物質による環境汚染への対応として、平成23年8月30日には、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「除染特別措置法」とする。）が議員立法により可決・成立し、公布された。また、同年11月11日には、同法に基づき、放射性物質による環境汚染への対処についての基本的な方向性を示すものとして除染特別措置法基本方針が策定された。なお、この除染特別措置法基本方針は、「除染に関する緊急実施基本方針」を引き継ぐものとして位置づけられている。

その後、上記の動きと連動して、国は「除染技術カタログ」（平成23年11月22日 内閣府原子力被災者生活支援チーム；内閣府，2011c）、「除染関係ガイドライン；汚染状況重点調査地域内における環境の汚染の状況の調査測定方法のガイドライン，除染等の措置に係るガイドライン，除去土壌の収集及び運搬に係るガイドライン，及び除去土壌の保管に係るガイドライン」（平成23年12月14日 環境省；環境省，2011）等の策定・公表をするなど、効率的・効果的に除染を実施するために必要な関係規程類の整備を行った。

除染に関する緊急実施基本方針やこれを引き継ぐ除染特別措置法基本方針等においては、除染等の措置の対象には、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等が含まれるが、これらは極めて広範囲にわたるため、まずは、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に除染を進めていくことが重要である（環境省，2011）旨が示されている。また、土壌等の除染等の措置に係る目標値については、国際放射線防護委員会（ICRP）による2007年基本勧告（ICRP，2007）及び原子力委員会の「今後の避難解除，復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」（原子力委員会，2011）等を踏まえて、以下のように設定されている（環境省，2011）。

- 自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（以下、「追加被ばく線量」とする。）が年間20 mSv以上である地域は、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。
- 追加被ばく線量が年間20 mSv未満である地域は、以下の目標を目指すものとする。
  - 長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1 mSv以下となること
  - 平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物

質の減衰等も含めて、約50%減少した状態を実現すること

- ▶ 子供が安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など、子供の生活環境を優先的に除染することにより、平成25年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等も含めて、約60%減少した状態を実現すること

上記のような除染等の措置を着実に実施していくための取り組みの一つとして、内閣府は、除染作業を実施していく上で必要となる技術や知見を整備することを目的とする「福島第一原子力発電所事故に係る避難区域等における除染実証業務」（以下、「除染関係事業」とする。）を行うこととし、日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」とする。）に委託した。除染関係事業は、年間の追加被ばく線量が20 mSvを超えるような高線量の地域を主な対象とし、土壌等の除染等の措置に係る効率的・効果的な除染方法や作業員の放射線防護に関わる安全確保の方策を確立することを主な目的とする「除染モデル実証事業」や、新たな除染技術を公募により発掘し、実証試験を行いその有効性を評価する「除染技術実証試験事業」によって構成されるものである。

なお、除染関係事業に先立ち、「福島県第一原子力発電所事故に係る福島県除染ガイドライン作成調査業務」（以下、「ガイドライン調査事業」という。）が行われている。ガイドライン調査事業は、主に住民が居住することは可能であるが放射性物質による汚染により比較的線量の高い地域を対象として除染実証試験を行い、今後、市町村単位での計画的な除染計画の策定や、除染作業を実施して行く上で必要となる技術的知見等を得ることを主な目的とするものである。

## 1.2 除染関係事業の構成

前述の通り、除染関係事業は、主に「除染モデル実証事業」と「除染技術実証試験事業」によって構成される。各事業等の概要は、以下のとおりである。

### 1.2.1 除染モデル実証事業

除染モデル実証事業は、年間の追加被ばく線量が20 mSvを超えている放射線量の高い地域を主な対象とし、土壌等の除染等の措置に係る効率的・効果的な除染方法や作業員の放射線防護に関わる安全確保の方策を確立することを主な目的としている。具体的には、警戒区域や計画的避難区域等に含まれる11の市町村※（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯舘村）の市町村毎に一定面積の対象区域を設定し、実用可能と考えられる除染方法や除染技術について実証を行い、除染効果についての解析等を行うとともに、今後の本格的除染等の実施に当たって活用し得るデータの取得・整備を行った。

また、これらの取り組みの結果を踏まえ、今後、国や自治体等が除染事業を推進していく際に参考となる除染に関する手引き書を作成した。

### 1.2.2 除染技術実証試験事業

除染技術実証試験事業は、実用可能と考えられる有望な新たな除染技術を公募により発掘し、実証試験を行うことによりその有効性を評価することを目的としている。本事業の内容は、別冊「除染技術実証試験事業編」にまとめた。

## 1.3 報告書の構成

除染関係事業の報告書は本編と付録によって構成する。なお、とりまとめにあたっては、①本

---

※ 警戒区域、計画的避難区域等に含まれる市町村のうち、双葉町については自治体の意向により、除染関係事業内での除染作業の実施を見送る意向が示された。

事業によって得られる知見やデータ等の成果は膨大なものになること、②得られた成果は、広範囲に及ぶ除染特別地域等を対象とした本格的な除染作業に資することが必要であること等に鑑み、本編において、事業の概要や本格的除染に資すると考えられる知見等を整理するとともに、各事業で得られた成果の詳細を付録にまとめた。

#### (1) 本編

1 章では、除染関係事業の開始に至る背景と経緯や除染モデル実証事業で実施した個別事業の概要等について述べ、事業の全体概要について説明した。

2 章では、11 の市町村を対象とした除染モデル実証事業についてまとめた。

2.1 節では、除染モデル実証事業の作業実施主体の選定のための公募の方法等について述べた。

2.2 節では、各市町村の中で除染モデル実証事業を行う除染実施対象地区の選定の流れと、選定された除染実施対象地区の特徴について整理した。

2.3 節では、除染モデル実証事業における計画策定にあたっての基本的な考え方や除染モデル実証事業全体の流れについて説明し、計画策定に関わる項目を6つの項目（除染作業計画策定等のためのモニタリング実施計画、除染作業に係る計画、仮置場の整備・維持管理計画、スクリーニング（汚染検査）計画、作業員の労働安全管理計画、委託業者監理計画）に分類してその詳細を述べた。

2.4 節では、2.3 節で説明した計画に基づき実施した除染モデル実証事業の結果を示した。その際、2.3 節の6つの項目に対応する形で結果を整理し、本事業を通じて浮き彫りにされた課題やベストプラクティスを整理し、今後の本格的除染等において留意すべき点等をまとめるとともに、本事業を通じて浮き彫りにされた社会的・法的要求事項（2.4.7 項）、除染作業終了後の機能回復措置（2.4.8 項）についても整理を行った。なお、除染作業結果（2.4.2 項）のうち、除染効果については、同除染手法別、土地利用区分毎、除染実施対象地区別の分析評価や面的除染効果の分析評価を行うとともに、除染効果に影響を与える要因の分析や除染対象物の汚染濃度が除染効果に与える影響の分析を行った。また、除染に係る各作業（除染作業、洗浄水の回収・処理・排水、除去物の減容化、除去物の収集・運搬・管理、仮置場の整備・維持管理、スクリーニング（汚染検査））の結果に対しては、各々、歩掛（作業性）・汎用性・コストに関する分析も行った。

3 章では、2 章で述べた除染モデル実証事業の実施を踏まえ、除染事業を推進する際に役立つよう手引きをまとめた。

4 章では、結びとして、除染モデル実証事業の成果を総括した。

参考資料1では、本事業を実施するにあたり、専門家等の助言を得るために設けた委員会の開催実績をまとめた。

参考資料2では、本報告書の中で用いた原子力・土木・農業関連の用語集を掲載した。

#### (2) 付録

付録1では、除染モデル実証事業結果の詳細について、各市町村の除染実施対象地区毎に整理した。

付録2では、除染モデル実証事業等の成果報告会で用いられた資料を掲載した。

付録3では、本事業を実施するにあたり、外部へ情報発信した実績をまとめた。

付録4では、各除染実施対象地区の作業工程表をまとめた。

#### 1.4 除染モデル実証事業等の成果の公表

除染モデル実証事業等の成果を本格除染に繋げていくことを目的とし、平成24年3月26日に

「除染モデル実証事業等の成果報告会」を開催した。報告会では、除染モデル実証事業及び除染技術実証試験事業を通じて得られた成果を報告した。

#### 1.5 用語の定義

現在、様々な地区で行われている除染作業や本事業における除染作業では、農業、林業、建設業、塗装業、清掃業など、様々な分野での既往の技術・材料・設備・道具等が除染技術の基礎となっている。そのため、従来の既往技術の用語の定義と、除染作業として既往技術を活用する場合の用語の定義が異なり、様々な用語が様々な定義の下に利用され、除染作業の評価等に混乱が生じる可能性があった。

そこで、本報告書では、本事業で実施した除染作業や除染に用いた除染道具等について、報告書における使用方法を統一した。また、除染作業ではその特殊性ゆえ、一般的でない用語が多岐にわたって用いられる事から、それらには解説を付した。用語の定義自体は付録3にまとめたが、本報告書を読み進める上で必要ないくつかの用語について以下に示した。

#### 【あ行】

##### 雨どい清掃・洗淨（あまどいせいそう・せんじょう）

宅地や大型建造物では、屋根に付着した放射性物質が雨水等により洗い流され雨どいに集まり、雨どい表面への付着や雨どいに堆積している落ち葉やコケや土砂による吸着により、局所的に高い放射線源（ホットスポット）となる傾向が見られる。雨どい清掃・洗淨とは、これらの放射線源を除去するため、堆積している落ち葉やコケや土砂を取り除き、ブラシなどで雨どい表面を洗淨することを指す。

##### 一時保管（いちじほかん）

除去物を仮置場や現場保管場まで搬出するまでの期間、除染エリア内に一時的に集積し保管することを指す。

##### 稲株除去（いなかぶじょきょ）

通常秋の稲刈り後か2月頃～3月頃にかけて、トラクタなどを使って田を耕し、硬くなった土壌をほぐし、肥料となる藁をすき込む田起こしが行われる。田起こしが行われていなかった田の表土剥ぎ取りでは、稲株が残されていることから、表土を剥ぎ取る際に稲株を除去することを指す。

##### 枝葉等の除去（えだはなどのじょきょ）

森林、公園、宅地の庭等における樹木の枝や葉を切断し除去することを指す。一般に、森林の場合は「枝打ち」、公園や宅地の庭等の修景緑化による樹木の場合は「剪定」と呼ばれることが多い。

### 落葉等の除去（おちばなどのじょきよ）

森林や宅地の庭等において、落葉・枯れ枝、草刈りした際の刈り草等を熊手やレーキ等により取り除くこと（通常、集積を伴う）を指す。落葉・枯れ枝等を取り除く際には、事故の際に葉をつけていた常緑樹と葉が落ちていた落葉樹で汚染の傾向が異なることから、例えば落葉樹では、当年落葉層とそれ以外の落葉層を区別するといったことで、発生除去物量を低減することができる。

### 【か行】

### 回収型超高压水洗浄（かいしゅうがたちょうこうあつすいせんじょう）

100メガパスカルを超えるような超高压の水を路面などの除染に使用しながら同時に使用した水を回収する方法。

### ガス抜き管（がすぬきかん）

刈り草や落葉等の除去物においては、腐敗による発酵が起き集積が多量の場合内部で温度が上がったりメタンなどのガスが発生したりする場合があるため、密封性の高い仮置場などにはガス抜きのためのパイプを設置することが必要であり、仮置場の要件にも示されている。このパイプのことを指す。

### 可燃性除去物の焼却（かねんせいじょきよぶつのしょうきやく）

刈り草や落葉等の可燃性除去物の減容化、および保管場所での発酵（可燃性ガスの保管時の発生・容器の不安定性）防止を目的に、焼却炉等により燃焼し、減容化を進めることを指す。

### 仮置場（かりおきば）

除染により発生した除去物を中間貯蔵施設に移動するまでの間、適切に保管する目的で設置される場所を指す。除去物保管にあたっての施設要件や管理要件などが放射性廃棄物汚染対処特措法施行規則および「除染関係ガイドライン：除去土壌の保管に係るガイドライン」に定められている。

### 空間線量率（1m）（くうかんせんりょうりつ 1メートル）

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。本報告書で断わりのない場合は、地上から鉛直1mの高さの位置で計測した1時間あたりの放射線量のことを指す。単位は $\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト／時）で表す。

### 空間線量率（50cm）（くうかんせんりょうりつ 50センチメートル）

背の低い子供への被ばくを考慮し、地上から鉛直50cmの高さの位置で計測した1時間あたりの放射線量のことを指す。幼稚園や小学校などの空間線量率を測る際に用いる。単位は $\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト／時）で表す。

### 現場保管場（げんばほかんば）

除染により発生した除去物を除染した現場等で仮置場に移動するまでの間保管する場所のことを指す。仮置場と同様、除去物保管にあたっての施設要件や管理要件などが放射性廃棄物汚染対処特措法施行規則および「除染関係ガイドライン：除去土壌の保管に係るガイドライン」に定められている。

### 減容化（げんようか）

除染によって発生する除去物を圧縮や細断、焼却といった方法や、土壌から放射性物質が吸着した粘土分だけより分けることなどでできるだけ容量を小さくすることを指す。刈り草や落葉や枯れ枝等は、土壌等に比べ密度が低くかさばるため、除去物の量をできるだけ小さくすることで仮置場などのスペースを有効に活用できるようにすることを指す。

### 高圧水洗浄（こうあつすいせんじょう）

高圧の水を用いて汚染部位の放射性物質を洗い流す除染方法のことを指す。高圧水洗浄機の圧力は、家庭用（電気式）の2メガパスカル程度のものからレンタル建機で一般的な6～15メガパスカルのものまで多岐にわたる。

### 小型バキュームシステム（こがたばきゅーむしすてむ）

ドラム缶などの缶内を減圧することにより、バキュームシステムに改良したものを指す。クレーン付きトラックに搭載した減圧装置とドラム缶と吸引ホースにより構成されており、大型のバキューム車が入れないような林道内等に適用される。

### 固化剤散布（こかざいさんぷ）

農作物に対して安全なマグネシウム系などの固化剤を混合したスラリーを除染対象農地等に吹き付けることを指す。散布された固化剤は、主に放射性物質が存在する表層に浸透し固化することにより、表層土壌が剥ぎ取りやすくなる。剥ぎ取り作業時に粉じんが起きにくくなる効果もある。

### 高所剪定機（こうしょせんていき）

スギなどの常緑樹では、震災時点では葉を付けていたため、落葉樹と比べより多く樹冠部に放射性物質が付着・残存している傾向にある。頂上部を含め、樹木の高い位置にも付着しており、高所作業車等による地上からの枝打ちでは完全に枝葉を除去出来ないため、高所の枝を除去するために開発された装置のことを指す。クレーンとチェーンソーを組み合わせた装置で、地上から操作することにより、汚染された枝葉を除去する。

## 【さ行】

### 砕石除去（さいせきじょきょ）

駐車場や雨だれ部に敷設された、放射性物質の付着した砕石を剥ぎ取り撤去することを指す。

### 芝生サッチ層除去（しばふさっちそうじょきょ）

芝生は、表面の緑の葉の部分と、地表面付近の白っぽい枯れた芝草・刈りかすの堆積層部分（サッチ層）と、土壌中の根茎部分（ルートマット層）に大きくわけることができる。芝生サッチ層除去とは、芝草の根茎を残して、深刈りにより刈り取った芝生の葉とサッチ層を取り除くことを指す。この方法により、根を全てはぎ取る場合と比べて撤去する芝草の発生量を少なくでき、残した根茎から芝の再生を図ることができる。

### 遮水（しゃすい）

仮置場などにおいて、雨水等が除去物に浸入するのを防止したり、仮置場などからの浸出水の漏出を防止することを指す。

### 遮へい（しゃへい）

仮置場などで保管された除去物には、放射性物質が付着している。放射性物質から発生するガンマ線を土のうや覆土、壁などによって遮り、その周りの空間線量率を低く抑えるための措置のことを指す。

### 収納袋吸引（しゅうのうぶくろきゅういん）

タイベックスーツ等の保護具の減容化を目的に、布団圧縮袋や座布団圧縮袋を用いて減容化を目指す方法を指す。

### 除去物（じょきよぶつ）

除染によって薄く剥いだ土壌や刈り取った草葉、落葉、拭取りに使った紙や布などで放射性物質を含んだ廃棄物のことを指す。

### 除染水回収（じょせんすいかいしゅう）

高圧水洗浄等の水を使った除染を実施する際に用いた放射性物質を含んだ水の回収を行うことを指す。ビニールシート等で側溝や集水枡へ除染水を導水し、土のうで堰き止めることにより、ポンプなどでタンクに汲み上げ回収する。

### 除染水処理（じょせんすいしより）

回収した除染水を、水処理施設によって放射性物質を除去することを指す。処理方法には、フィルタにより放射性物質を含んだ土砂等を除去する法や、ゼオライト等の吸着材により放射性物質を吸着し、凝集沈殿剤により吸着材を凝集沈殿させることにより分離する凝集沈殿法がある。

### ショットブラスト（しよっとぶらすと）

研削材（鉄等の金属球、ドライアイス、砂、重曹等多彩）を、除染対象面に高速で噴射することにより表面を削り取り除染する機械のことを指す。ショットブラストはエアブラストと違い研削材を噴射する動力として圧縮エアは使わない。その代わりにモーターの回転を使いブレードと呼ばれる羽を高速で回す。ブレードには強制的に研削材が送り込まれるようになっており、送り込まれた研削材は高速で回転するブレードにより噴射される仕組みになっている。機種にもよるが、走行速度を変えることにより切削厚さを変えることが可能。アスファルト舗装よりもコンクリート舗装の方が固いため、同じ厚さを切削するためには、コンクリート面の走行速度を下げるか、走行回数を増やすなどして管理する必要がある。

### **【た行】**

### 超高压水洗浄（ちょうこうあつすいせんじょう）

100メガパスカルを超える圧力水を指し、除染に使用した超高压水洗浄機は、放射性物質が付着したアスファルトやコンクリートの表面を薄く削るために用いた。一般的には、道路の白線を削り取る方法として使用されている。

### 低減率（ていげんりつ）

以下の式によって求められる除染前後の空間線量率または表面密度の変化の割合。低減率が大きいほど除染効果が高いことを意味する。

$$\text{低減率} = (1 - (\text{除染後の値} / \text{除染前の値})) \times 100$$

### 当年落葉層（とうねんらくようそう）

本報告書では、2011年の春に芽吹いた落葉樹の葉によって形成された落ち葉の層のことを指す。2011年3月11日の震災時点では、葉が開いていなかったため放射性物質の付着が極めて少ない傾向にある。

### 特殊ジオテキスタイル袋による高含水比土壌の減容化

（とくしゅじおてきすたいるぶくろによるこうがんすいひどじょうのげんようか）

土木工事などで良く使われる透水性を有するポリエステル、ポリプロピレン繊維等の合成高分子材料でできた繊維製の袋に水分を多く含む土砂を入れることで、水分を抜き減容化する方法のことを指す。

### 塗布剤による粘着剥離（とふざいによるねんちやくはくり）

乾燥すると固着する粘着性ジェル状塗布剤（デコンジェル（CBI Polymers社）等）を塗布することにより、放射性物質が付着した対象表面の放射性物質を塗布剤に粘着させ、塗布剤と共に剥離することを指す。高圧水洗浄による除染水の飛散などが無く、多くの場合可燃性のものが多いので焼却処理が可能である。

### **【な行】**

#### 鉛遮へいによる測定（なまりしゃへいによるそくてい）

除染前後で表面密度や表面線量率を計測する際、除染箇所の周辺からくる放射線の影響を避けるため計測器を厚い鉛で囲って遮へいすることにより、除染対象面の汚染の程度を精度よく計測する方法を指す。鉛遮へいをコリメーターともいう。

### **【は行】**

#### 排水性舗装機能回復車による洗浄（はいすいせいほそうきのうかいふくしゃによるせんじょう）

排水性舗装が目詰まりし機能しなくなった路面の排水機能を回復するための車両を用いた除染のことを指す。機能回復車は、高圧水洗浄とキャビテーションジェット（強弱の脈動を与えるような水流）により、土砂等で目詰まりした路面の排水用の隙間から土砂等を除去し、ブロワー及び真空吸引により回収できる機能を有する車である。

### 反転耕（はんてんこう）

放射性物質で汚染された表層付近の土壌を下層に埋め込み、下層にあった汚染の無い土壌を表層に置くように土層を反転させ、農地の空間線量率を低下させる方法を指す。汚染土壌を除染エリアから搬出しないため、作土厚があまり無いようなところや仮置場などが十分な広さが確保できないところでは、除去土壌が発生しないためメリットがある。放射性物質は残存するため、通常、汚染が軽度な土壌へ適用されることが多い。

### 表層土砂の除去（ひょうそうどしゃのじょきょ）

舗装された道路や駐車場などの表面に堆積している土砂を除去することを指す。範囲が広い場合は、路面清掃車や乗用スィーパーにより土砂の回収を行う。

### 表土剥ぎ取り（ひょうどはぎとり）

放射性物質で汚染された表層付近の土壌を剥ぎ取り、除去することを指す。事前に汚染深さを把握し剥ぎ取り厚さを決めることにより、空間線量率の低減と除去物の発生量の抑制を両立することができる。グラウンドなどの大面積を除染する場合は、モーターグレーダーや路面切削機を利用し、田畑などの比較的起伏があり狭隘な場所は、バックホウや人力による剥ぎ取りを行う。

### 拭き取り（ふきとり）

宅地の壁面や屋根、学校の遊具などの平滑な構造面を、放射性物質の除去を目的にウエスや紙タオル等で拭き取ることを指す。

### ブラッシング（ぶらっしんぐ）

デッキブラシやハンドブラシ等で汚染した部位を擦ることにより、構造物表面に付着した放射性物質を除去することを指す。スィーパーによる表層土砂の除去と区別し、ここでは人力による場合のみを「ブラッシング」作業とする。

### 覆土（ふくど）

非汚染土壌を覆い被せることを指す。仮置場などの遮へいや除染で剥ぎ取った部分などに適用する。

### 保護層（ほごそう）

仮置場などの底面に設置される砂の層のことを指す。保護層は、排水管の保護、底面に設置される遮水シートの保護等の役割を果たす。

## 【ま行】

### 水処理設備（みずしょりせつび）

プール除染や高圧洗浄・水洗浄により発生回収した除染水の放射能濃度を低減するための処理装置のことを指す。処理方法には、フィルタによる放射性物質のろ過法、ゼオライト等の吸着剤による放射性物質の吸着法、凝集沈殿剤で吸着材を凝集沈殿させることにより分離する凝集沈殿法などがある。

### 水洗浄（みずせんじょう）

散水車等による散水により、放射性物質により汚染された表面を洗い流すことを指す。ブラッシングやスィーパーによる除染作業を併用することが多い。用語としては、圧力を高めた高圧水洗浄と区別して使用している。

## 【ら行】

### ロータリードライヤ（ろーたりーどらいや）

金属や化合物となったセシウムが気化しない程度の 400℃以下で低温焼却処理することにより、極力セシウムを燃えカス（炭化物）の中に残す方法及び装置のことを指す。ロータリードライヤにより炭化され、減容することができる。排気に飛んでいった灰分は、目が粗いフィルタと目が細かなフィルタにより捕集される。